

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000256931
地図番号	821-82	筆界特定	余白		
所 在	境港市外江町字四方ノ川				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3405番2	宅地	863	96	3405番から分筆 〔昭和59年3月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	
余白	余白	874	94	③錯誤 〔令和4年12月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和59年3月27日 第1325号	原因 昭和59年3月22日売買 所有者 鳥 取 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年12月26日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

江 角 祐 司



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000256940
地図番号	821-82	筆界特定	余白		
所 在	境港市外江町字四方ノ川				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3409番2	宅地	878	73	3409番から分筆 〔昭和56年3月24日〕	
余白	余白	843	54	③3409番2、3409番3に分筆 〔昭和60年3月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	
余白	余白	837	60	③錯誤 〔令和4年12月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和56年3月24日 第1762号	原因 昭和56年3月24日売買 所有者 鳥 取 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年12月26日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

江 角 祐 司

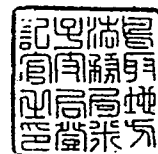


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000256947
地図番号	821-82	筆界特定	余白		
所 在	境港市外江町字四方ノ川				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3413番	田	1821		余白	
3413番3	余白	1050		①③3413番3、3413番4に分筆 〔昭和45年11月9日〕	
余白	余白	936		③3413番3、3413番5に分筆 〔昭和47年9月27日〕	
余白	余白	969		③錯誤 〔昭和47年9月27日〕	
余白	余白	900		③3413番3、3413番8に分筆 〔昭和60年3月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	
余白	余白	898		③錯誤 〔令和4年12月22日〕	
余白	宅地	898	56	②③昭和48年4月1日地目変更 〔令和4年12月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年1月18日 第204号	原因 昭和47年10月27日売買 所有者 鳥 取 県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年12月26日
鳥取地方方法務局米子支局

登記官

江 角 祐 司



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D02042 (- 3 / 4)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000256950
地図番号	821-82	筆界特定	余白		
所 在	境港市外江町字四方ノ川				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3413番6	山林	33		3413番1から分筆 〔昭和47年9月27日〕	
余白	余白	30		③3413番6、3413番9に分筆 〔昭和60年3月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	
余白	余白	29		③錯誤 〔令和4年12月22日〕	
余白	宅地	29	61	②③昭和48年4月1日地目変更 〔令和4年12月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年1月18日 第204号	原因 昭和47年10月27日売買 所有者 鳥 取 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年12月26日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

江 角 祐 司

